

## 鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金交付要綱

制 定 平成26年 5月15日付第201400024787号  
鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和元年 5月29日付第201900054300号  
鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和 4年 6月21日付第202200076835号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県産乾燥材製品のストックの増加や増産、効率化による生産体制強化に取り組む木材市場、製材加工事業者等を対象に、金融機関から借り入れた木材産業等高度化推進資金等公的制度融資に係る利子負担の軽減を図ることにより、県産乾燥材を始めとする県産材製品の安定供給を推進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる資金（以下「対象資金」という。）の元金残高を有する同表の第3欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）が行う利子の返済（以下「補助事業」という。）に対し、同表の第4欄に掲げる期間（以下「対象期間」という。）において、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、事業実施主体が対象期間内に金融機関に支払う利子の額の合計以下とする。ただし、対象期間内であっても、未納の延滞金がある期間は補助対象としない。
- 3 補助金の交付決定の日より前に対象期間が含まれる場合は、当該申請年度の4月1日から交付決定の日までの間に実施した事業を本補助金の対象にすることができる。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、森林・林業振興局県産材・林産振興課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(進捗状況の報告)

- 第8条 規則第17条第3項の規定による進捗状況の報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。
- 2 前項の報告は、様式第4号によるものとする。

(提出書類の部数等)

- 第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(雑則)

- 第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月21日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 対象資金	3 事業実施主体	4 補助対象期間	5 利子補助率
1 木材市場支援タイプ	<p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「法」という。）に基づく木材産業等高度化推進資金のうち、次に掲げる資金として金融機関から借り入れた資金</p> <p>（1）素材生産等促進資金のうち、木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費</p>	<p>次の（1）及び（2）のいずれも満たす者</p> <p>（1）法第4条第1項の規定による合理化計画（事業経営改善計画）の認定を受けた県内に住所を有する次の者</p> <p>ア 木材市場を開設する者又はその組織する団体</p> <p>イ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体</p> <p>（2）法第4条第1項の規定による合理化計画に次のとおり県産乾燥材の取扱量を計画している者</p> <p>ア 認定を受けた合理化計画の始期が平成26年4月1日以後であって、合理化計画の終期までに県産乾燥材の取扱量を30%以上増加させることを計画している者</p> <p>イ アの合理化計画の終期までに県産乾燥材の取扱量を30%以上増加させた者であって、アの合理化計画の終期から1年を超えない日を始期とする合理化計画の終期までに県産乾燥材の取扱量を10%以上増加させることを計画している者</p>	<p>合理化計画の期間（60か月以内）</p>	<p>対象資金に係る借入利率と同率</p>

<p>2 製材加工工場支援タイプ</p>	<p>県産材加工製品の増産・在庫保有、生産効率化に必要な原木・製材品の購入、運転資金、機材購入等に要する、次に掲げる公的制度融資により借り入れた資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本政策金融公庫が取り扱う各種融資</li> <li>(2) 鳥取県企業自立サポート融資</li> <li>(3) 木材産業高度化推進資金</li> <li>(4) その他知事が認める公的制度融資</li> </ul>	<p>次の(1)及び(2)のいずれも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内に住所を有する製材加工事業者</li> <li>(2) 県産材原木や製品の取扱量、または生産効率を5年間で増加させることを計画している者</li> </ul>	<p>資金借入に当たっての事業計画の期間(1年以内。ただし、JAS乾燥材生産事業者は5年以内。※令和3年4月1日以降に借り入れた資金を対象とする。)</p>	<p>対象となる融資が定める利率から1%を減じた利率</p>
----------------------	---	---	--	--------------------------------

年度鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金 事業計画（報告）書

1 県産乾燥材等のストック増加の取組

(1) 取扱量の増加を図る主な県産乾燥材又は県産材加工製品の種類

--

(2) 県産乾燥材等の取扱計画

ア 木材市場支援タイプ

(単位：m<sup>3</sup>)

区分		現状 ( 年度)	1年目 ( 年度)	2年目 ( 年度)	3年目 ( 年度)	4年目 ( 年度)	5年目 ( 年度)	
取扱量	国産材	県産						
		他県産						
		計						
	うち 乾燥材	県産 (増加率)		( %)	( %)	( %)	( %)	( %)
		他県産						
		計						
	外材							
	計							

(注1) 現状欄には直近の実績又は過去3年間の実績の平均値のいずれかを記入すること。

(注2) 県産乾燥材の取扱量を別表第3欄に記載した割合以上増加させる計画とすること。

(注3) 対象期間の始期が年度の途中となる場合には、当該始期から1年毎の計画を記入すること。

イ 製材加工工場支援タイプ

(単位：m<sup>3</sup>)

区分		現状 ( 年度)	1年目 ( 年度)	2年目 ( 年度)	3年目 ( 年度)	4年目 ( 年度)	5年目 ( 年度)
購入量	国産材 原木(製品)	県産 (増加率)		( %)	( %)	( %)	( %)
		他県産					
		計					
	外材						
	計						
生産効率 (増加率)			( %)	( %)	( %)	( %)	( %)

(注1) 現状欄には直近の実績又は過去3年間の実績の平均値のいずれかを記入すること。

(注2) 県産材原木や製品の取扱量、または生産効率を増加させる計画とすること。

(注3) 製品購入量は原木換算すること。

(注4) 生産効率は、労働生産性 (m<sup>3</sup>/人) などの指標を設定できる。

(注5) 対象期間の始期が年度の途中となる場合には、当該始期から1年毎の計画を記入すること。

(3) 県産乾燥材等の取扱実績

ア 木材市場支援タイプ

(単位：m<sup>3</sup>)

区分		現状 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	5年目 (年度)	
取扱量	国産材	県産						
		他県産						
		計						
	うち 乾燥材	県産 (増加率)		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
		(達成率)		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
		他県産						
		計						
	外材							
計								

(注) 県産乾燥材の増加率について、各年の計画に対する達成率が50%未満となった場合には、その要因及び目標達成に向けた方策等を取りまとめ、進捗状況報告書又は実績報告書に添付すること(任意様式)。

イ 製材加工工場支援タイプ

(単位：m<sup>3</sup>)

区分		現状 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	5年目 (年度)
購入量	国産材 原木(製品)	県産 (増加率)		(%)	(%)	(%)	(%)
		(達成率)		(%)	(%)	(%)	(%)
		他県産					
		計					
	外材						
計							
生産効率			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

(注) 県産材原木や製品の取扱量、または生産効率の増加率について、各年の計画に対する達成率が50%未満となった場合には、その要因及び目標達成に向けた方策等を取りまとめ、進捗状況報告書又は実績報告書に添付すること(任意様式)。

2 対象資金の借入及び返済

借入年月日	年 月 日
借入金融機関名	
借入金額	金 円
借入利率	年 %
返済期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 年間 (据置 年を含む) )
返済方法	
対象期間全体における利子 支払額計 (算定基準額)	円
利子補助率	年 %
補助金額	円 (算定基礎は様式第2号のとおり)

3 本事業の実施に伴う他の補助金の活用の有無

活用の有無	1 有 2 無
補助金名	
事業内容	
問い合わせ先	部署名・団体名 電話番号

(注1) 他の補助金の活用の有無について、該当する番号を丸で囲むこと。

(注2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 事業完了 (予定) 年月日  
年 月 日

5 添付書類

- (1) 借入金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写し
  - (2) 県産乾燥材等の取扱量を確認できる書類
  - (3) 金融機関が証明した当該年度における借入金返済状況報告書 (別紙様式)
- (注) (2) 及び (3) は、進捗状況報告及び実績報告時のみ添付すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金 収支予算（決算）書（木材市場支援タイプ）

（単位：円）

償還月	年度		年度		年度		年度		年度		年度	
	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
年度計												

（※1）補助金額（1円未満切捨て）＝約定償還日の元金残高×利子補助率×期間率（利息計算対象日数÷1年間の日数等）

（※2）現行の合理化計画の期間内の償還月について記載すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金 収支予算（決算）書 （製材加工工場支援タイプ）

（単位：円）

年度	約定償還日の元金残高	返済額	①返済利息	②利率1%分の利息	③補助額 (①-②)

（※1）補助を受けようとする年度の内容を記載すること。

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。  
（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は「鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助事業」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

	(1) 算定基準額	(2) 交付決定額
年度	円	円
年度	円	円
年度	円	円
年度	円	円
年度	円	円
年度	円	円
合計	円	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金交付要綱（平成26年5月15日付第201400024787号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住所  
事業体名  
氏名

印

年度鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金に係る補助事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった上記補助金に係る 年度の進捗状況について、鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

予算の執行状況

(単位：円)

	算定基準額	交付決定額
交付決定額		
初年度の実績額 ( 年度)		
次年度の予定(実績)額 ( 年度)		
今後の執行予定 ( ~ 年度)		

[添付書類]

- ・様式第1号及び第2号

別紙

借入金返済状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所  
事業体名  
氏名

印

年度における公的制度融資の借入金返済状況について、下記のとおり報告します。

記

公的制度融資名称							
借入年月日		年 月 日					
借入金額		円					
返済回数	返済日	利率 (%)	利子返済額 (円)	返済回数	返済日	利率 (%)	利子返済額 (円)
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
延滞の有無	延滞なし ・ 延滞あり ※証明日以前に償還延滞が発生していても、証明日に延滞が解消されていれば「延滞なし」を○で囲むこと。						
繰上償還の有無	あり (一部 ・ 全額) ( 年 月 日 金額 : 円) なし						
その他償還条件の変更	(内容)						
借入金融機関等の証明欄							
住所 名称 代表者氏名 様							
上記のとおり相違ないことを証明します。							
年 月 日							
金融機関名 (支店名) : 責任者役職・氏名 (支店長名) : 印							